

★保護者クラブ指導者・学校関係者の皆様へ

土岐市が進める「土岐地域クラブ」とは

★生徒に素敵な「時」と素敵な「土岐市の居場所」を提供!

2023.10土岐市教育委員会
・教育総務課

土岐市土岐津町土岐口2101
☎0572-54-1250

1 いま、国は令和5年度から令和7年度末までの3年間に「学校部活動」を少しずつ「地域のクラブ活動」に移し、「**地域の子どもたちは学校を含めた地域で育てる**」としています。さらに「**持続可能**」をめざしています。これを学校部活動の地域移行といえます。土岐市ではすでに休日の部活動は「保護者クラブ」として地域の指導者の方々にお世話になり、活動を行っています。国がめざしているものに近い状況です。

2 ところが、この先数年で困ったことが起こります!

3 各学校の生徒数が減少し、各学校の部活動や保護者クラブの継続が困難になります。

4 土岐市では令和6年度から令和7年度の2年間のうちに各種保護者クラブの総括事務局を土岐市役所に置き、各種クラブの継続、存続を進めようとしています。それが「**土岐地域クラブ**」です。

令和6年度からのイメージです

5 生徒は休日にどのように過ごしたいのでしょうか。

ゆったりスポーツを楽しみたい



大会で上位入賞したい



文化芸術活動を楽しみたい



休みはゆっくり過ごしたい

6 生徒は保護者と相談して活動する場を決めます。どの活動にも参加しないこともできます。

民間のスポーツクラブ

「土岐地域クラブ」・土岐市役所に事務局
・多様な種目の保護者クラブ、スポーツ協会・連盟のクラブ、道場クラブ、地域の楽団クラブ、文化クラブなどが順次所属します。(単独学校クラブ、複数学校クラブ、広域学校クラブなど)

「土岐地域クラブ」に所属しない保護者クラブ

地域の楽団クラブ
や
文化クラブ

各スポーツ協会・連盟のクラブ

各道場クラブ

7 「土岐地域クラブ」ガイドラインが明確になり次第、各保護者クラブ代表者のみなさまに「土岐地域クラブ」への所属意向を確かめさせていただきたいと考えております。所属意向調査は、令和6年の2月頃を予定しています。よろしくお願いいたします。

(1) 学校部活動はなくなりますか……

いいえ、なくなります。中学校学習指導要領に位置付けられています。平日は学校での部活動、休日は地域での各種活動となります。学校の先生と地域の方々に生徒を支えます。

(2) 「土岐地域クラブ」にはどのようなクラブが所属しますか…

まだどのようなクラブが所属するかはわかりませんが、それぞれの学校で行われている各種目の保護者クラブが多くなると見込まれます。今後「土岐地域クラブガイドライン」を作成し、賛同を得た保護者クラブが所属します。事務局が土岐市役所内に置かれ、学校と一緒にあって各種クラブの継続と存続のために相談、支援をすすめます。

(3) 単独学校クラブ、複数学校クラブ、広域学校クラブとは何ですか…

単独学校クラブとは一つの中学校の生徒のみで構成されるクラブです。校区の活動場所で練習する場合があります。

複数学校クラブとは、二つ以上の中学校生徒が合同で活動するクラブです。活動場所が遠い場合があり、送迎が必要になります。

広域学校クラブとは、市内生徒、市外生徒が共に活動するクラブです。活動場所が遠い場合があり、送迎が必要です。

単独学校クラブがある学校では、その学校の生徒が参加します。学校に単独学校クラブがない場合は他のクラブに参加できます。

(4) 「土岐地域クラブ」のどのクラブも中体連の大会に参加できますか…

ほぼできますが、競技種目によって決まりごとがあるので注意が必要です。

(5) 生徒はどのように参加申し込みをするのですか…

「土岐地域クラブ」については4月に学校を通じて案内を配布します。生徒は保護者と相談をして各自で申し込みをします。他のクラブチーム、楽団、道場等については各団体の情報から生徒が各自で申し込みます。

(6) 「土岐地域クラブ」に参加する生徒保護者の費用負担や活動場所への送迎はどうなりますか…

これまでの保護者クラブと同じように活動の運営に係る経費（指導謝金、会場使用料、消耗品、大会参加費等）や保険料等は基本的に受益者負担となりますが、土岐市としては「土岐地域クラブ」に所属する各種クラブにはクラブ補助金制度を検討しています。また送迎については大きな課題ではありますが保護者の皆様のご協力がなくてはならないと考えています。

(7) 「土岐地域クラブ」の各種クラブの運営と指導者についてはどうなるのですか…

「土岐地域クラブ」に所属する各種クラブにおいてはこれまでの保護者クラブのように「代表者」（生徒の保護者、指導者、各協会員等のどなたか）と「指導者」、「会計担当」からなる運営をお願いします。各種クラブごとに規約を作成していただき、指導者の方は国や県のガイドラインに沿った指導と岐阜県スポーツ協会の「指導者ライセンス」の取得努力をお願いします。